

分類 E11.0.7

昭和十二年九月二十日

臨時資金調整委員會幹事

堀内臨時委員殿

通知

來ル九月二十日(火曜日)午後二時ヨリ内閣總理

大臣官舎ニ於テ臨時資金調整委員會總會

相關カレ候間御參集相成度候

E-0124

臨時資金調整委員會第一回會議日程

(昭和十二年九月二十二日)

第一、會長挨拶

第二、議事規則ニ關スル件

第三、事業資金調整標準ニ關スル件

以上

E-0124

臨時資金調整法

E-0124

臨時資金調整法

第三條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ヲ資スル爲メ國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トシテ制定スルモノトシテ之ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者以下之ヲ證券引受業者ト稱ス有價證券ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスル者亦同シ

第二條 銀行、信託會社、保險會社、產業組合、中央金庫、商工組合、中央金庫及北海道府縣ノ區域トスル信用組合聯合會（以下金融機關ト總稱ス）ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良

ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ニ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集

ノ取扱ヲ業トスル者以下之ヲ證券引受業者ト稱ス有價證券ノ應募引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスル者亦同シ

第三條 本金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募引受若ハ募集ノ取扱ニ

本關シ本法之目的ヲ從テ政府ノ適當ヲ認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整スルモテ其ノ  
之ニ對シ命令ヲ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 政府ハ命令ヲ定ムル會社ヲ設立スル政府ノ認可ヲ受ケルニ非ズ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ  
資本増加ハ合併又ハ目的變更ニシテ命令ヲ定ムルモテ亦同シ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受ケズシテハ  
一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメシトスルコト

二 株金ノ拂込ニ社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ヲ定ムル限度ヲ超  
スル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ

三 他人ヲシテ引受又ハ募集ヲ取扱フ爲サシメシテ社債ヲ募集セシトスルトキ  
第五條 政府ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀  
行ヲシテ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職  
員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十三條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ債  
券ヲ發行スルコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ヲ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テ前項ノ制限ニ依ラザルコト  
ヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

政府ハ第三項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニ付命令ヲ定ムル所ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ  
其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ  
得

得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

四

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ  
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク  
臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條、第四條、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

五

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ毎年一回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行

法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告、設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ

他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス



臨時資金調整法施行令要綱

第一 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベキコト貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジトスルコト

第二 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券（本邦ノ公債及株式ヲ除ク以下同ジ）ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベキコト

第三 第一及第二ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セザルコト

一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ  
二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

第四 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ）五十萬圓以上ノ會社ト

- スルコト但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラザルコト
- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社
  - 二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社
  - 三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

第五 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトスルコト但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラザルコト

- 一 資本金五十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更
- 二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

第六 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金五十萬圓以上ノモノ及相互會社トスルコト但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラザルコト

臨時資金調整法第四條第二項第二號ノ規定ニ依リ新設、擴張又ハ改良ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備限度ハ十萬圓トスルコト

第七 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ  
臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖  
モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ  
募集スルコトヲ得ルコト

- 一 航空機製造事業
- 二 金屬工機械製造事業
- 三 兵器及兵器部分品製造事業
- 四 鋼船製造事業
- 五 製鐵事業
- 六 産金事業

- 七 石灰製業
- 八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

臨時資金調整委員會官制

(昭和十二年九月十五日  
勅令第四百九十八號)

第一條 臨時資金調整委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ資金使用ノ調整ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ資金使用ノ調整ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人、副會長二人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

副會長ハ大藏大臣及商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル副會長其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ奉ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

E-0124

臨時資金調整委員會議員名簿

(昭和十二年九月二十日現在)

會長	內閣總理大臣	公爵	近衛文麿	麴町、永田二ノ二五
副會長	大藏大臣		賀屋興宣	麴町、準町、一三官舎
委員	商工大臣		吉野信次	澁谷、神山五四
	資源局長官		松井春生	麻布、筈、一七六
	對滿事務局次長		青木一男	澁谷、代々木大山、一〇四九
	內務次官		廣瀬久忠	澁谷、綠向、一六
	大藏政務次官		太田正孝	芝、白金今里、八七
	大藏次官		石渡莊太郎	小石川、鷺籠、一二五
	大藏參與官		中村三之丞	麻布、筈、二
	陸軍次官		梅津美治郎	麴町、永田、一ノ二〇
	海軍次官		山本五十六	赤坂、靈南坂、一七官舎
	農林次官		丹野碩哉	澁谷、青葉、三
	商工政務次官		木暮武夫	中野、桃園、一四
	商工次官		村瀨直養	本郷、駒込林、一九六

商工參與官	佐藤謙之輔	日本橋、茅場、二ノ一一小甚旅館
逓信次官	平澤要	麴町、永田、二ノ六七
總務次官	喜安徳次郎	品川、大井鹿島、三〇五一
拓務次官	萩原彦三	牛込、市谷仲町、三七
貴族院議員	公爵 島津忠重	品川、五反田、六ノ二三四
貴族院議員	伯爵 兒玉秀雄	牛込、市谷藥王寺、三〇
貴族院議員	橋本圭三郎	淀橋、西大久保、二ノ三五三
貴族院議員	有吉忠一	澁谷、代々木大山、一〇五〇
貴族院議員	子爵 八條隆正	世田谷、赤堤、二ノ五九七
貴族院議員	男爵 矢吹省三	澁谷、南平臺、四六
衆議院議員	大口喜六	小石川、小日向臺、二ノ一六
同	川崎克	品川、下大崎、一ノ九四
同	青木精一	淀橋、柏木、五ノ一〇三八
同	中島彌團次	本郷、向ヶ岡彌生、三
同	前田房之助	赤坂、新、三ノ三九
同	田邊七六	目黒、上目黒、一ノ一九
同	小笠原三九郎	豊島、池袋、三ノ一五五七

衆議院議員  
 從四位勳三等 河上 丈太郎 芝、新橋、五ノ一八  
 正三位勳三等 土方 成美 麴町、三番、六ノ一七  
 子爵 大河内 正敏 下谷、谷中清水、一  
 正三位勳二等 津島 忠篤 兵庫縣武庫郡帶道村  
 從三位勳二等 石黒 忠篤 牛込、揚場、一七  
 同 津島 壽一 麴町、下二番、六二  
 勳三等 平生 鈺三郎 小石川、小日向臺、二ノ一八  
 從六位 門野 重九郎 赤坂、新坂、五一  
 八代 則彦 兵庫、武庫、住吉村觀音林  
 寶來 市松 澁谷、代々木初臺、四六七  
 森 廣藏 麴町、紀尾井、六  
 森 廣藏 芝、高輪南、四七  
 堀内 詮介 目黒、下目黒、四ノ八五一  
 中村 敬之進 世田ヶ谷、玉川田園調布二ノ六九八  
 高橋 龜吉 赤坂、青山南、五ノ三七  
 今村 幸男 西宮市、南郷三五  
 企畫廳調査官 世田ヶ谷、玉川與澤、二ノ三三一

臨時委員

外務次官  
 企畫廳調査官

幹事  
 内閣書記官 成瀬 達 麴町、三番、九  
 企畫廳調査官 川島 孝彦 麴町、永田、二ノ一官舎  
 資源局事務官 原口 武夫 牛込、納戸、二五  
 外務省通商局長 植村 甲午郎 澁谷、千駄谷、三ノ四九六  
 内務省地方局長 松島 鹿夫 品川、五反田、六ノ一九一  
 大藏省理財局長 坂 千秋 牛込、藥王寺、四五  
 大藏省銀行局長 關原 忠三 小石川、大塚仲、四一  
 銀行検査官 入間野 武雄 本郷、駒込曙、一一  
 預金部資金局長 湯本 武雄 品川、大井金子、五八六一  
 陸軍少將 廣瀬 豊作 澁谷、神山、一一四  
 海軍中將 山脇 正隆 世田ヶ谷、代田、二ノ九六八ノ二九號  
 農林省經濟更生部長 豊田 副武 世田ヶ谷、下馬三ノ三一八  
 農林省經濟更生部長 小平 權一 淀橋、下落合、三ノ三七九  
 商工省商務局長 新倉 利廣 瀧野川、西ヶ原、六四  
 商工省工務局長 小島 新一 澁谷、鉢山、二四  
 商工省鑛山局長 東 榮二 品川、五反田、六ノ一九一  
 燃料局事務官 立花 俊一 澁谷、松濤、二一

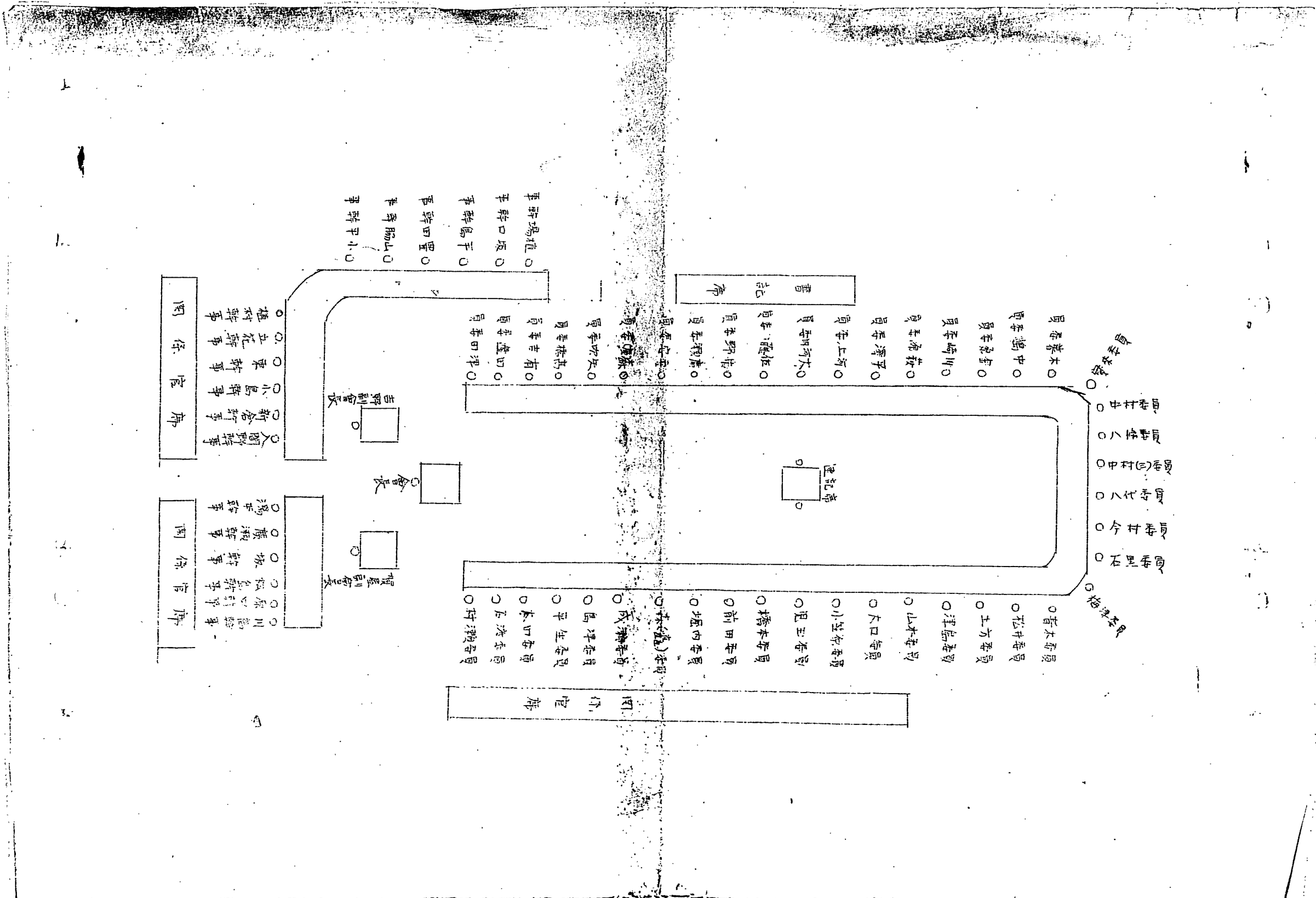
書記

遞信省經理局長	手島 榮	芝、芝公園十三號ノ四
鐵道警察官	坂口 忠次	牛込、左内、三九
拓務省殖産局長	植場 鏡三	豊島、長崎東、二ノ七〇七
内閣 廳	中江 直二	内閣官房總務課
大藏 廳	田邊 是	大藏省理財局金融課
銀行検査官補	中川 國雄	大藏省銀行局調査課
大藏技手	小川 知可良	大藏省理財局金融課
商工 廳	佐橋 滋	商工省工務局工政課
商工技手	本吉 正敏	同

E-0124







臨時資金調整委員會議事規則

(昭和二三九二)

第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定メ各委員ニ通知ス

第二條 會議ニ出席スルコト能ハザル委員ハ豫メ其ノ旨ヲ會長ニ届出  
ツベシ

第三條 議事ハ全委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ  
得ズ

第四條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第五條 會長、副會長共ニ事故アルトキハ會長ニ於テ指名シタル委員  
臨時議長ノ職務ヲ代理ス

第六條 議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ  
議長ノ決スル所ニ依ル

第七條 會議ハ之ヲ公開セズ其ノ議事ハ特ニ秘密ヲ要セザル限り會長  
ノ指揮ニ依リ之ヲ公表ス

第八條 會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタ  
ルトキハ關係官吏又ハ其ノ他ノ者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ  
誌クコトヲ得

第九條 關係各大臣ハ必要ニ依リ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ  
得

第十條 幹事及會長ノ特ニ指名シタル關係官吏ハ會議ニ出席シ説明ヲ

爲シ又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十一條 議事録ハ幹事之ヲ作成スベシ

第十二條 本則ニ規定ナキ事項ハ會長之ヲ決ス

E-0124

0024



九月廿日

事業資金調整標準ニ關スル件

一 臨時資金調整法ニ依リ

- (イ) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付
- (ロ) 社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱
- (ハ) 會社ノ設立、資本増加又ハ目的變更
- (ニ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收
- (ホ) 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ爲  
ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良
- (ヘ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集  
ニ關シテ政府ガ許可又ハ認可ヲ爲ス場合ノ標準並ニ金融機關又ハ證券

引受業者ガ前掲(イ)及(ロ)ニ付テ自治的調整ヲ爲ス場合ノ基準ハ差當リ  
別冊事業資金調整標準ニ依ルモノトス

二 別冊事業資金調整標準ハ

- (1) 軍需トノ關係
- (2) 國際收支改善トノ關係
- (3) 現在ノ生産能力其ノ他ノ事情  
ヲ稽ヘ各種事業ヲ

甲 軍需ニ直接關係アル産業及之ト密接ナル關係ニ在ル基礎産業  
ニシテ現在事業設備不足シ又ハ時局ノ關係上需要激増シ其ノ結  
果事業設備ノ不足ヲ來スベシト豫想セラレ從ツテ事業設備ノ新

E-0124

設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ

乙 甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス必要アルモノ

丙 生産力過剩ナル産業、奢侈品其ノ他富面國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物品ニ關スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控フルモ已ムヲ待ザル事業ニシテ差當リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適當ナラスト認ムルモノ

ノ三種ニ大別シ更ニ各種別ノ中ニ於テ各事業ノ性質ニ應ジ甲ヲ二段階乙ヲ三段階ニ區別シタルモノトス

三 金融機關及證券引受業者ノ自治的資金調整ハ左記ニ依ルモノトス

(1) 事業ノ運轉資金ノ貸付ニ付テハ從來ノ通取扱ヒテ差支ナキコト

(2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ノ資金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱フコト但シ一件ノ金額三萬圓未滿ノモノニ付テハ各自ノ任意ニ取扱ヒテ差支ヘナキコト

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモノトス

(二) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ

A、(イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超エザル場合  
ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ヘナキコト一件ノ金額五十  
萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト  
B、(ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ貸付等ヲ爲スヲ適當ト認ム  
ルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差  
支ヘナキコト但シ此ノ場合日本銀行支店ニ於テ疑義アルトキハ  
本店ト打合スベキコト  
C、(ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體貸付等ヲ差控フルヲ可トスルモ  
之ヲ爲スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店  
ニ協議スルコト此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合ハスベキコ

(三)別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テ  
ハ貸付等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲  
ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協  
議スルコト此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ之ヲ臨時資金審査委員會  
ノ議ニ附シテ決定スルコト

(四)別冊事業資金調整標準中乙ノ(イ)及び丙ニ屬スル事業ニ關スルモ  
ノニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ  
改良又ハ店舗、工場、事務所等ノ安全及保健上ノ見地ヨリ必要  
ナル改良並ニ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ付テハ同標準ノ分類ニ拘

ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト但シ一件ノ金額十萬圓ヲ超ユル貸付  
ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

（四）地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付  
スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府ガ事業  
ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ別冊事業資金調整標準ノ分類  
ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ  
付テハ該融通資金ニ付亦同様トスルコト

（六）外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ  
付テ特殊ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認メタルト  
キハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト

此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合ハスベキコト

#### 四 日本銀行ハ

（イ）會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更

（ロ）第二回以後ノ株金ノ拂込徴收

（ハ）株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ爲  
ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良

（ニ）他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集  
又ハ

（ホ）自治的調整ヲ爲サザル金融機關又ハ證券引受業者ノ貸付若ハ社債  
ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱

ニ付テ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用  
シ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スモノトス

(1) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ付テハ國際收支ニ及  
ボス直接ノ影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認メタルトキノ外ハ  
認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト事業ノ重要ナルモノ及不許可又ハ  
不認可ノ處分ヲ爲スモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ニ附ス  
ベキコト

(2) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ付テハ軍需トノ關係、  
國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況當該事業ノ所要資材ノ需給狀  
況等ヲ勘案シ適當ト認メタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲

スコト事業ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議ス  
ベキコト

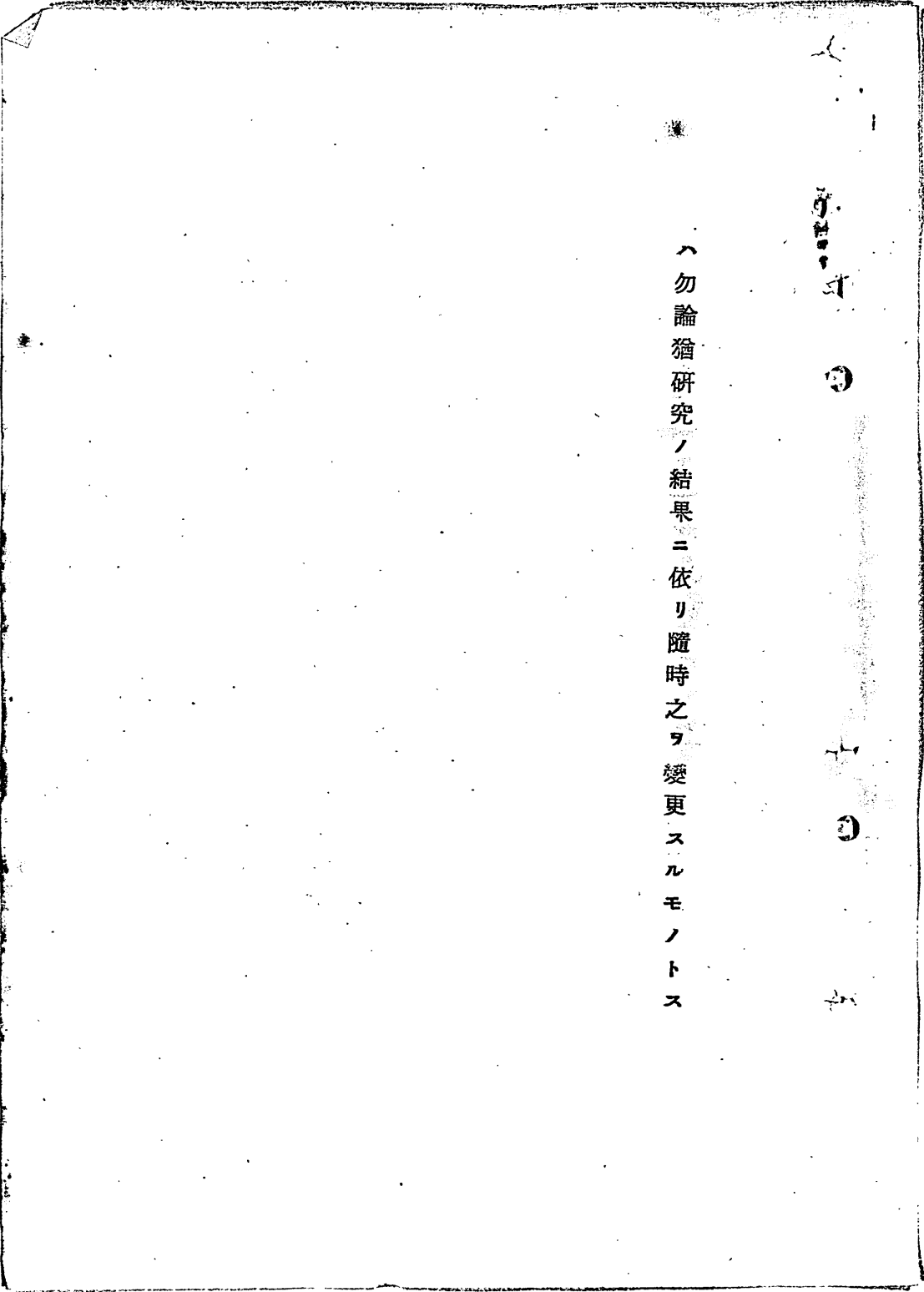
(3) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ付テハ特別ノ事情ア  
リ且ツ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經タルモノノ外認可又ハ許可ヲ  
爲サザルコト

(4) 以上ノ外三ノ(2)ノ(四)、(五)、ヲ準用スルコト

**五** 政府ハ資金調整上必要アリト認ムルトキハ各種金融機關、證券引受  
業者、自治的調整ノ中心機關又ハ日本銀行ニ對シ本標準ノ適用ニ付  
テ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

**六** 本標準ハ差當リ適用スベキモノニシテ今後ノ情勢ノ變化ニ依ルモノ





E-0124





昭和十二年九月

事業資金調整標準案

九月廿九日

臨時資金調整委員會

目次

第一、鑛業	一
一、採鑛業	一
二、土石採取業	三
第二、工業	五
一、紡織工業	五
二、金屬工業	七
三、機械器具工業	四
四、兵器及兵器部分品製造業	二
五、窯業	二
六、化學工業	三
七、製材及木製品工業	一
八、印刷及製本業	三
九、食品工業	三

E-0124

七	電氣及瓦斯業	三
三	其ノ他ノ工業	四
三	農林業	六
三	水産業	八
三	交通業	九
三	運輸業	九
三	電信電話事業	〇
四	其ノ他ノ交通業	〇
四	商業	一
四	物品販賣業	一
四	不動産買賣業	一
四	貿易業	一
四	倉庫業	一
四	金融業	一

四	保險	二
四	其ノ他ノ商業	二
四	雜業	三
四	其ノ他ノ事業及施設	五

E-0124



第一 鑛業

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
一、採鑛業	(一) 金屬鑛業	(1) 金鑛(砂金ヲ含ム) (2) 銅鑛 (3) 鉛鑛 (4) 錫鑛(砂錫ヲ含ム) (5) アンチモン鑛 (6) 水銀鑛 (7) 亜鉛鑛 (8) 鐵鑛(砂鐵ヲ含ム) (9) 硫化鐵鑛 (10) クロム鐵鑛 (11) マンガン鑛 (12) タングステン鑛	○	○	○	

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(二) 石炭鑛業 (三) 石油鑛業 (四) 其ノ他ノ鑛業	(1) 石炭 (2) 亞炭 (13) モリブテン鑛 (14) ニッケル鑛 (15) コバルト鑛 (16) 其ノ他ノ金屬鑛	○	○	○	
		(1) 構鑛 (2) 黒鉛 (3) 雲母 (4) 石棉	○	○	○	

E-0124

部門	業別	細目別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考
		(7) 石灰石 (8) 珪砂 (9) 陶石 (10) 抗火石 (11) 長石 (12) 火山灰 (13) 滑石 (14) 其他									

部門	業別	細目別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考
	二、土石採取業 (一) アルミニウム原産採取業 (二) 其ノ他ノ土石採取業	(5) 硫黄 (6) 石膏 (7) 其他 (1) 明礬石 (2) 礬土頁岩 (3) 粘土 (トキサイ) (トラスケム) (1) マグネサイト (2) ドロマイト (3) 耐火粘土 (4) 珪石 (5) 螢石 (6) 酸性白土									

朝鮮ノ取撥ヲナスコトハ特

E-0124



第二工業

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
一、紡織工業	(一)生絲製造業 (二)人造絹絲製造業 (三)人造纖維製造業 (四)真綿及綿製造業 (五)紡績業	(1)アセチルセルロース絹絲 (2)其ノ他 (1)絹絲 (2)毛絲 (3)麻絲 (4)其ノ他							

五

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
	(六)燃物 (五)織物業	(4)綿絲 (5)其ノ他 (4)人造絹織物 (交織物ヲ含ム) (2)人造纖維織物 (交織物ヲ含ム) (3)絹織物 (交織物ヲ含ム) (4)毛織物 (交織物ヲ含ム) (5)麻織物 (交織物ヲ含ム)							

六

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(二)非鐵金屬製錬業	(4) 銅 (3) 銀 (2) 白金 (1) 金 (10) 特殊鋼品 (9) 鋼品 (8) 鋼品 (7) 低炭鋼鐵 (6) フェロアロイ (5) 特殊鋼品 (4) 壓延ノミヲ行フモノ (特殊鋼ヲ除ク)	○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
三金屬工業	(一)製鐵業 (九)絲布加工業 (八)綿物、組物製造業	(6) 綿織物 (7) 其他 (1) メリヤス及メリヤス製品 (2) 其他 (1) 漂白、精練、染色、染等 (1) 一ノ場所ニ於テ製鏡及製鋼ノ設備ヲ以テ管ムモノ (2) 普通銑ノミヲ製造スルモノ (3) 平爐製鋼ニ依ルモノ (4) 壓延ヲモ爲スモノ (5) 特殊鋼品ノ製造ヲ除ク	○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	
			○	○	○	



部門	業別	細目別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考
	(四) 鑄物業	(1) 銑 (2) 鉛 (3) 亜鉛 (4) ニッケル (5) アルミニウム (6) 黄銅 (7) 青銅 (燐青銅ヲ含ム) (8) 白銅 (9) 合金 (10) 摩擦合金 (11) 鐵 (12) 其他									

10

部門	業別	細目別	イ	甲	ロ	イ	乙	ロ	ハ	丙	備考
	(三) 非鐵金屬材製造業	(1) 銅 (2) 錫 (3) アンチモン (4) 水銀 (5) 亜鉛 (6) タングステン (7) ニッケル (8) コバルト (9) アルミニウム (10) マグネシウム (11) 其他									

九

E-0124



部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	丙	備考
		(3) 釘類 (1) 鐵丸釘 (2) 蹄釘 (3) 其他 (4) 金線 (5) パネ (6) 金網 (7) 鐵鎖 (8) 鐵索 (9) 鐵塔、橋梁ノ建設材料 (10) 下ラム罐 (11) 罐詰用罐						
			○					
				○				
					○			
						○		
							○	

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	丙	備考
	(4) 鑄物以外ノ金屬製品製造業	(1) 鑄鐵管 (2) 機械用ノモノ (3) 其他 (4) 其他 (5) 非鐵金屬鑄物 (6) 機械用ノモノ (7) 其他 (8) 可鍛鑄物 (9) 非鐵金屬鑄物 (10) 機械用ノモノ (11) 其他 (12) ボール、ナット及ワッシャー (13) リベット (14) 鋳製ノモノ (15) 其他						
					○			
			○					
				○				
						○		
							○	

E-0124



部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
三機 械器具工業	(六)鍍金製品製造 (一)蒸汽罐製造業 (二)自動車用ガス 發生装置製造業 (三)原動機製造業	(1)ブリキ板 (2)其ノ他				
		(1)蒸汽機關 (2)蒸汽タービン (3)内燃機關 (4)ガス機關 (甲)木炭ガス機關 (乙)其ノ他 (丙)ガンリン機關	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
		(12)建築用及家具用金 物 (13)針類 (14)ミシン針 (15)メリヤス針 (16)其ノ他 (17)鈕釦 (18)鋼製ペン先 (19)人造纖維製造用ノ スル (20)化学工業用白金網 (21)刃物類 (22)食卓用金屬製品 (23)其ノ他ノ金屬製品		○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(八)土木建築用機械器具製造業					
	(九)採鑛、選鑛及製鉄機械器具製造業					
	(十)紡績機械器具製造業	(1)針 布				
	(十一)工作機械器具製造業	(1)金工機械				
	(十二)工作機械器具製造業	(2)工具及刀具類				
	(十三)農業用機械器具製造業	(3)製材及木工機械				
	(十四)化学工業用機械装置製造業	(1)バルブ製造用機械器具				

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(四)電気機械器具製造業	(1)発電機、電動機、変圧器				
		(2)電池				
		(3)家庭用電気器具				
		(4)その他				
	(五)絶縁電線及電纜製造業					
	(六)無線及有線電信電話機械器具製造業	(1)家庭用ラヂオ用具				
		(2)その他				
	(七)炭林漁業用機械器具製造業					

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
	(イ) ボンプ、水圧機及送風機製造業 (ロ) 度量衡器製造業 (ハ) 計器製造業 (ニ) 時計製造業 (ホ) 試験検定及學術用器械製造業 (ヘ) 醫療器械製造業 (ト) 測量及製圖機械製造業 (チ) 事務用器械製造業 (リ) 金庫製造業 (ル) シン製造業	(1) 寒暖計(特殊品ヲ除ク)及體溫計 (2) 其ノ他							

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
	(イ) 食品製造加工用機械器具製造業 (ロ) 印刷及製本機械器具製造業 (ハ) 起重機製造業 (ニ) エレベーター製造業 (ホ) 氣體壓縮機製造業	(1) 甲ノイニ屬スルモノ (2) 製紙用機械器具 (3) 高壓化學工業用機械器具 (4) 其ノ他 (イ) 其ノ他							

一八

E-0124



部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(五) 照機及活動寫真機製造業 (六) 照機製造業 (七) 光學機械器具製造業 (八) 樂器類製造業 (九) 蓄音器製造業 (十) 車輛(部分及附屬品ヲ含ム)製造業 (十一) 鐵道及軌道用車輛(イ)機關車(ロ)ガソリン自動車(ハ)客車	(1) 航空用照明燈 (2) 探照燈 (3) 燈臺用照明燈 (4) 其他				
	(十二) 造船業(部分及附屬品ヲ含ム) (十三) 航空機及附屬品製造業 (十四) ガス器具製造業 (十五) 水道器具製造業 (十六) 弁及コック製造業 (十七) ベルト車、齒輪車、軸受製造業 (十八) 其他製造業	(1) 鋼 (2) 木 (3) 自轉車 (4) 自轉車 (5) 其他 (六) 貨車 (七) 電車 (八) 電車				

一九



部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
六化学工業	(一)製薬業	(1) 醫薬				
		(2) 毒薬及毒薬類似品				
六化学工業	(二)工業薬品製造業	(1) 硫酸				
		(2) 硝酸				
		(3) ソーダ灰				
		(4) 苛性ソーダ				
		(5) 晒粉				
		(6) 壓縮ガス				
		(7) 酢酸				
		(8) 石炭酸				
		(9) アンモニア				
		(10) 鹽素				
(三)染料及中間物製造業	(1) 天然染料	(11) グリセリン				
		(12) 硝酸カリ				
		(13) 硝酸アンモン				
		(14) カーバイド				
		(15) 人造クリオリツト				
		(16) アセトン				
		(17) フチルアルコール				
		(18) 炭酸マグネシア及炭酸石灰				
		(19) 其ノ他				
		(20) 合成染料				
(3)染料中間物其ノ他	コイルタール分溜物誘導体					

E-0124

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(八)石鹼及化粧料 品製造業 (九)發火物製造業	(イ)カボンプラック (ロ)酸化チタン (ハ)其ノ他				
	(一)石油精製業 (二)人造石油(頁 岩油ヲ含ム) 製造業	(一)火藥 (二)導火索 (三)煙火 (四)其ノ他				
			○			
				○		
					○	

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(四)合成ニ酸造業 (五)鞣皮材料製造業 (六)人造香料製造業 (七)塗料及顔料製 造業	(イ)漆 (ロ)ワニス (ハ)ペイント (ニ)船底塗料 (三)其ノ他 (四)自動直及航空機 用其ノ他ノ特殊 塗料 (五)其ノ他ノ塗料 (六)顔料				
				○	○	

E-0124



部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
	(五)加工油製造業	(1)硬化油							
	(六)蠟燭製造業	(2)其ノ他							
	(七)木蠟製造業	(1)軟質ゴム製品							
	(八)動物油脂製造業	(1)魚油							
	(九)樟腦製造業	(2)其ノ他							
	(十)植物油製造業	(1)茶種油							
	(十一)代用液體燃料製造業	(2)糖油							
	(十二)コルクス及樹脂物製造業	(3)其ノ他							
	(十三)蓄音機レコード製造業	(1)硬質ゴム製品							
	(十四)人造樹脂及同製品製造業	(1)フェニールレジン							
	(十五)バルブ製造業	(2)其ノ他							
		(1)自動車用及航空機用ノモノ							
		(2)防毒具							
		(3)其ノ他							
		(4)硬質ゴム製品							
		(5)タイヤ及其ノ附屬品							
		(6)自動車用ノモノ							
		(7)航空機用ノモノ							
		(8)其ノ他							
		(9)防毒具							
		(10)其ノ他							
		(11)朝鮮ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト							
		(12)外ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト							

二八

二七



部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
七 製材及木製品 工業	(一) 製材業 (二) 木製品製造業	(1) 家具、曲物、挽物 (2) 其ノ他							朝鮮ノコルクニ付テハ特 別ノ取扱ヲナスコト
	(三) 炭素製品製造業 (四) 其ノ他ノ化学工業	(1) 電気用カーボン (2) 活性炭 (3) 其ノ他							

三一

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	ハ	丙	備考
八 印刷及製本 業		(1) 清酒							
九 食品工業	(一) 飲料製造業 (二) 調味料製造業	(1) 清酒							
		(2) 味添酒							
		(3) 焼酎							
		(4) 酒精含有飲料							
		(5) 麥酒							
		(6) 葡萄酒							
		(7) 其ノ他							
		(1) 醬油							
		(2) ソース							
		(3) 味噌							
		(4) 食酢							
		(5) ケチャップ							

E-0124

部門	業別	細目別	甲	乙	ハ	丙	備考
三 其ノ他ノ工業	(一) 紙製品製造業			○			
	(二) 刷毛及刷子製造業			○			
六 電気及瓦斯業	(一) 電気供給事業	(1) 甲ニ屬スル事業ニ必要ナル電力ヲ供給スルモノ					
	(二) 瓦斯供給事業	(2) 其ノ他					
五 乾燥野菜製造業	(一) 乾燥野菜製造業			○			
	(二) 其ノ他ノ食品工業						
四 製粉業	(一) 製粉業						
	(二) 其ノ他ノ食品工業						
三 清涼飲料製造業	(一) 清涼飲料製造業						
	(二) 其ノ他						
二 製糖業	(一) 製糖業						
	(二) 其ノ他						
一 精製糖業	(一) 精製糖業						
	(二) 其ノ他						
九 罐詰製造業	(一) 罐詰製造業						
	(二) 其ノ他						
八 製菓及製飴業	(一) 製菓及製飴業						
	(二) 其ノ他						
七 畜産品製造業	(一) 畜産品製造業						
	(二) 其ノ他						
六 水産品製造業	(一) 水産品製造業						
	(二) 其ノ他						
五 機械製造業	(一) 機械製造業						
	(二) 其ノ他						
四 製茶業	(一) 製茶業						
	(二) 其ノ他						
三 製氷及冷凍業	(一) 製氷及冷凍業						
	(二) 其ノ他						
二 製氷及冷凍業	(一) 製氷及冷凍業						
	(二) 其ノ他						
一 製氷及冷凍業	(一) 製氷及冷凍業						
	(二) 其ノ他						

三四

三三

E-0124



第四 水産業

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
水産業	(一)沿岸漁業					
	(二)内地沖合遠洋漁業					
	(三)工船漁業其ノ他ノ海外漁業	(1)母船式鯨漁業 (2)其ノ他				
	(四)養殖業					
	(五)鹽田業					
	(六)其ノ他ノ水産業					
	(七)水産土木事業					

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
	(七)家畜飼料加工業					
	(八)農林土木事業	(1)乙ノイニ屬スル農林業ニ必要ナルモ (2)其ノ他				

第五 交通業

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	丙	備考
一、運輸業	(一) 鐵道及軌道 (二) 自動車 (三) 海運業 (四) 航空業	(1) 軍事上及軍事ト密接ナル關係ニ在ル産業上必要ナルモ (2) 其ノ他 (1) 乗用自動車 (2) 乗合自動車 (3) 貨物自動車 (1) 遠洋航路 (2) 近海航路 (3) 沿岸航路 (1) 客船 (2) 其他		○				
				○				

部門	業別	細目別	イ	ロ	甲	乙	丙	備考
二 電信電話事業 三 其ノ他ノ交通業	(四) 其ノ他ノ運輸業 (一) 道路、橋梁ノ經營 (二) 港湾、運河ノ經營			○				

第六商業

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
一、物品販賣業	(一)百貨店業					
	(二)其他					
二、不動産買賣業						
三、貿易業	(一)石油輸入業					
	(二)其他					
四、倉庫業	(一)農産倉庫					
	(二)商業倉庫					
	(三)貿易倉庫					
	(四)其他					
五、金融業	(一)銀行業					
	(二)信託業					
	(三)貸金業					
	(四)其他					

四一

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
六、保險業	(四)質屋業					
	(四)其他					
七、其他商業	(一)仲買、委託販賣及仲立業					
	(二)取引所					
	(三)市場業					
	(四)證券業					
	(五)小運送業					
	(六)其他					
	(六)其他					

四二

E-0124



第七 雜業

部門	業別	細目別	備考
二 雜業	(一) 土木建築請負業 (二) 土地建物賃貸業 (貸室ヲ含ム) (三) 物品賃貸業 (四) 新聞紙發行及圖書雜誌出版業 (五) 旅館業 (六) 娛樂及興行ニ關スル専業	(1) 温泉地及遊園地經營 (2) 劇場及演藝場經營 (3) 競技場、運動場經營 (4) 遊戯場	
			イ 甲 ロ イ ロ 乙 ハ 丙
			備考

四三

部門	業別	細目別	備考
	(七) 映畫製作業 (八) 料理業 (九) 貸席業 (十) 理容業 (十一) 水道業 (十二) 埋立及干拓業 (十三) 其他	(15) 演藝、競技、映畫音樂ニ關スル興行 (16) ダンスホール (17) 貸船 (18) 其他	
			イ 甲 ロ イ ロ 乙 ハ 丙
			備考
			外地ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト 外地ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

四四

E-0124

部門	業別	細目別	備考
		(4) 漁業組合 (5) 畜産組合 (6) 商業組合 (7) 工業組合 (8) 森林組合 (9) 貿易組合 (10) 酒造組合 (11) 住宅組合 (12) 其、他、組合	
	(五) 社交的施設 (六) 其、他		
		イ 甲	
		イ 乙	
		ハ 丙	

第八 其、他ノ專業及施設

部門	業別	細目別	備考
	(一) 教育專業 (二) 体育專業 (三) 文化專業 (四) 慈善專業 (五) 社會專業 (六) 醫療施設 (七) 博覽會 (八) 觀光施設 (九) 放送專業 (十) 公共的組合專業	(1) 水利組合及北海道 土功組合 (2) 耕地整理組合 (3) 産業組合	
		イ 甲	
		イ 乙	
		ハ 丙	
			萬博ヲ除クコト